

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎03(5273)3740

新宿区長選挙

投票日 11月11日(日)午前7時～午後8時

【告示日：11月4日(日)】

私たちの一票を、最も身近な区政に生かすための大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階)☎(5273)3740・FAX(5273)5230



◆投票できる方◆

今回の新宿区長選挙で投票できる方は、新宿区の選挙人名簿に登録されていて、投票する日現在新宿区に住所がある方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、満18歳以上(平成12年11月12日以前に生まれた方)の日本国民で、平成30年8月3日までに新宿区に転入の届け出をし、平成30年11月3日現在で新宿区に引き続き住民登録のある方です。

●新宿区に転入した方

8月4日以降に新宿区へ転入の届け出をした方は、今回の新宿区長選挙は投票できません。

ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出し、投票する日現在で3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって、選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、選挙人名簿に登録があっても投票できません。

ただし、転出する日が11月5日(月)～10日(土)の場合、転出するまでは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居した方

10月19日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

10月20日(土)以降に区内で転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

11月1日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



【投票所整理券封筒】

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

◆選挙公報を配布します◆

11月10日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は新宿区選挙管理委員会ホームページでもご覧いただけます。公開は11月5日(月)ころの予定です。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間・時間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	11月5日(月)～10日(土) 午前8時30分 ～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筥特別出張所	西新宿4-33-7	

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。※印鑑は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(11月11日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆投票所変更等のお知らせ◆

●第7、第9、第11投票区に投票区域の変更があります。新しい投票区域は下表のとおりです。

投票区	投票所	所在地	投票区域
7	愛日小学校	北町26	市谷田町2丁目、市谷田町3丁目、市谷船河原町、市谷砂土原町3丁目、払方町、南町、中町、北町
9	笹塚町特別出張所	笹塚町15	矢来町[68～109,112～]、笹塚町、神楽坂6丁目、横寺町、岩戸町
11	細工町高齢者在宅サービスセンター	細工町1-3	市谷八幡町、市谷田町1丁目、市谷長延寺町、市谷砂土原町1丁目、市谷砂土原町2丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、納戸町、細工町、南山伏町、市谷加賀町1丁目、市谷加賀町2丁目、市谷甲良町、二十騎町

●第7、第48投票区の投票所の変更があります。お住まいの方は投票所整理券をご確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

◆第7投票区・・・東京理科大学10号館から

「愛日小学校」(北町26)に変更

◆第48投票区・・・エステック情報ビルから

「工学院大学新宿校舎」(西新宿1-24-2)に変更

◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

国内の出張や旅行などにより、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、**11月5日(月)～11月10日(土)(※)**です。投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めに選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

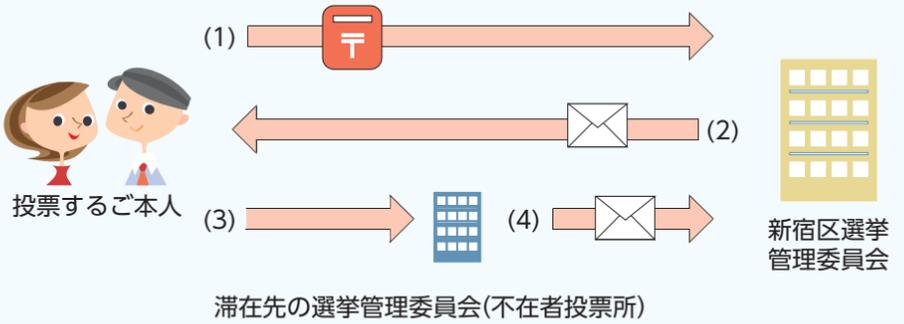
※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(11月5日(月)から9日(金)の午前8時30分から午後5時まで)でないと受付できません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

- 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。
郵便で請求してください。
- 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の11月4日(日)以降に(5日(月))以降に到着した分については、受付が済み次第「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- 滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
- 投票用紙等は滞在先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(11月11日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成30年11月11日執行の新宿区長選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成30年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)



投票用紙の請求先
新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月7日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(11月7日(水))を過ぎてからは新宿区長選挙の投票用紙等の請求はできません。お早目に手続きしてください。

◆指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑
大久保病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム マザアス新宿
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷壱番館
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム ねむの木
春山記念病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
林外科病院	有料老人ホーム コミュニケア24 癒しの新宿御苑
特別養護老人ホーム 原町ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園

(平成30年10月1日現在)

◆身体の不自由な方には◆

- 代理投票
心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
- 点字投票
目が不自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。
- その他
すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
→障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441
- ◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
→介護保険課給付係 ☎(5273)4176・FAX(3209)6010
- ◆介護保険の「要支援」または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
→地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。

アカウント名: shinjuku_senkan (新宿区選挙管理委員会)
URL: https://twitter.com/shinjuku_senkan



◆投票・開票速報◆

開票は11月11日(日)午後8時45分から、新宿コズミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。
また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。

